

規 則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第七号

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「百分の二百五」を「百分の二百十五」に、「百分の二百四十五」を「百分の二百五十五」に、「百分の九十七・五」を「百分の百二・五」に、「百分の百十七・五」を「百分の百二十二・五」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和六年十二月一日から適用する。